

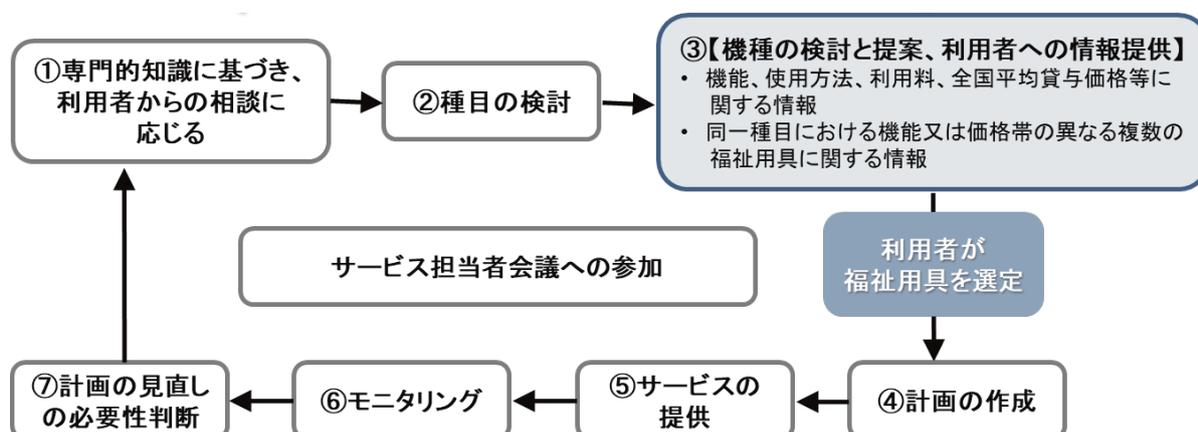
## 第3章 選定提案と記録の作成

### 1. 選定提案とは何か

福祉用具貸与の提供に当たっては、「同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること」<sup>i</sup>、「福祉用具の機能、使用方法、利用料に加え、当該福祉用具の全国平均貸与価格に関する情報を利用者に提供すること」<sup>ii</sup>が義務付けられています。

福祉用具専門相談員は、利用者が使用する福祉用具を利用者自身が選択できるための情報提供に努めながら、利用者の状態像や生活における希望を考慮したうえで、専門的知識と知見に基づき提案を行い、実際に利用する福祉用具の選定につなげます。

図表 8 福祉用具貸与の支援プロセスにおける【選定提案】の位置づけ



### 2. 貸与と販売の選択制 —選定提案時の対応—

#### (1) 一部の福祉用具に係る選択制と対象福祉用具

令和6年度介護報酬改定により、利用者の負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制（以下、「選択制」という。）が導入されました。介護保険における福祉用具は貸与が原則ですが、選択制の導入により、利用者が貸与するか購入するかを選択できる福祉用具の種目とその解釈<sup>iii</sup>は、以下の通りです。

<sup>i</sup> 指定基準第百九十九条第九項

<sup>ii</sup> 指定基準第百九十九条第一項

<sup>iii</sup> 厚生労働省、「福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制について」, 厚生労働省「福祉用具・住宅改修」, <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001303228.pdf>, 2025.1.30

選択制の対象とする種目について、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられるものの割合が相対的に高い、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)及び多点杖を対象とする。

○固定用スロープ

主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものであり、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のもは除く。

○歩行器(歩行車を除く)

脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式または交互式歩行器であり、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

○単点杖(松葉杖を除く)及び多点杖

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

## (2) 選択制対象福祉用具の選定提案時に求められる対応

介護支援専門員による福祉用具導入の必要性の検討結果に基づき、利用者の状態像等(心身の状況、ADL、介護環境、住環境等)のアセスメント結果を通じて検討した福祉用具の種目候補が選択制対象であった場合は、利用者が福祉用具貸与と特定福祉用具販売のどちらを希望するかについて確認する必要があります。

福祉用具専門相談員は、利用者の希望を確認するうえで、介護支援専門員とともに福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについてメリット及びデメリットを含め十分説明を行うとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ提案を行うことが義務付けられています<sup>i</sup>。

利用者の選択に当たって必要な情報については、以下の内容<sup>ii</sup>等が考えられます。

- 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- 国が示している選択制対象福祉用具の平均的な利用月数  
(出典:介護保険総合データベース)
  - ・固定用スロープ:13.2ヶ月
  - ・歩行器 :11.0ヶ月
  - ・単点杖 :14.6ヶ月
  - ・多点杖 :14.3ヶ月

<sup>i</sup> 指定基準第百九十九条の二

<sup>ii</sup> 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)」の送付について(令和6年3月15日付け厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課事務連絡)、問101

選択制においては、貸与と販売それぞれのメリット・デメリット等の十分な説明、利用者自己負担額の違いや平均的な利用月数等の情報提供に加えて、専門的知識と知見に基づき、選択制対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案しながら福祉用具専門相談員が行う提案は、利用者自らが貸与か販売かを選択し決定するうえで必要不可欠な支援になります。

機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報の提供と、福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格に関する情報の提供等により、福祉用具専門相談員が適切に選定提案を行うための様式例として、「ふくせん福祉用具サービス計画書(選定提案)」(以下、「選定提案」という。)の記載方法について解説しますので、参考にしてください。



## (2) 「選定提案」の項目及び記載要領

以下、(1)の様式に記載された①～⑤について、各項目と記載する内容について解説します。

### ①福祉用具が必要な理由

利用者からの相談内容、ケアプランの記載内容等を踏まえて整理した「福祉用具が必要な理由」を記載します。1つの枠に1つの項目を記載し、左側の※欄に、区別のための番号(1、2、3…、(1)、(2)、(3)…)または記号(a、b、c…等)を記載します。不足する場合は、必要に応じて行を増やして対応します。

### ②提案する福祉用具の種目等

アセスメントの結果や、①「福祉用具が必要な理由」を踏まえて、利用者に貸与する福祉用具の種目を定めた後、利用者に適した福祉用具の候補となる具体的な機種を複数挙げ、貸与の種目名(車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具等)と、具体的な品目名(商品名)、機種(型式)、TAIS(または届け出)コードを記載します。

「福祉用具が必要な理由」のどの項目と対応づけて提案する福祉用具であるかを区別するため、対応する番号または記号を「(※)との対応」欄に記載します。

「福祉用具が必要な理由」の項目1つに対して、複数の福祉用具が対応する場合は、下段の行を増やし、同じ番号または記号が複数の福祉用具に対応する形で記載します。

1つの機種が「福祉用具が必要な理由」の2項目以上に対応する場合には、「(※)との対応」欄に、対応する2項目以上の番号または記号を記載します。

### ③貸与価格、全国平均貸与価格

「貸与価格」には提案する福祉用具の自事業所の貸与価格を、「全国平均貸与価格」には、厚生労働省が公表する当該機種の全国平均貸与価格を記載します。

### ④提案する理由

利用者の希望・困りごと、利用する環境等に着眼した事柄と、それに対応する福祉用具の特徴、機能について、どのような観点からこの福祉用具を選んだのか、利用者に分かりやすいように記載します。

### ⑤提案内容の説明と説明方法の記録

①～④の項目について、利用者又はその家族に説明します。貸与の候補となる福祉用具の全国平均貸与価格を説明する際は、当該福祉用具の貸与価格が全国平均貸与価格を越える

場合にはその理由(サービス内容、輸送コスト等)を利用者に説明するとともに、必要に応じて上限価格や最頻価格を提示しながら、上限価格の設定以下であれば介護保険の給付の対象であることを説明します。

提案する理由を説明する際は、カタログやモバイル機器による紹介ページ、実物等を活用し、その方法について「説明方法」の欄に記載します。「採否」の欄には、利用者が選択した福祉用具に、○/×やレ点を記載します。

### (3) 「選定提案」記載時の留意点

「選定提案」を記載する際は、以下の点に留意します。

#### ① 付属品の扱い

車いす付属品、特殊寝台付属品についても、複数提案を行います。本体(特殊寝台、車いす)によっては、付属品が1種類に定まる場合は、本体の候補を複数提案し、これに対応する付属品をそれぞれ提示します。この場合は、本体に対応する付属品が1種類に定まっていることを「提案する理由」に記載し、利用者にも説明します。

#### ② 他に流通している商品が確認できない場合の扱い

他に流通している商品が確認できない場合は、その旨を「提案する理由」に記載し、利用者に説明します。なお、「他に流通している商品が確認できない」場合とは、自事業所で当該商品の取り扱いがないということを含みません。

指定基準第二百二条には、「指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。」と定められています。